

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る工事契約手続き

1 対象となる建設工事

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）に規定する分別解体等の実施が義務付けられる一定規模以上の建設工事（以下、「対象建設工事」という。）における契約については、通常の契約事務手順のほか、この手続きに基づき処理する。

なお、対象建設工事とは、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が一定の基準以上のものをいう。

※ 対象建設工事の要件

(1) 対象となる特定建設資材

- ア コンクリート
- イ コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ウ 木材
- エ アスファルト・コンクリート

(2) 対象となる工事の規模

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積 8 0 m ² 以上
建築物の新築・増築	床面積 5 0 0 m ² 以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金額が 1 億円以上
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	請負代金額が 5 0 0 万円以上

2 対象建設工事であることの明示

当該工事が建設リサイクル法対象工事である旨は設計内訳書に明示する。

3 落札者への様式の配布

落札者決定後、工事契約課から落札者に対し「説明書」（別記様式 1）及び「契約書別紙」（別記様式 2）を配布する。

4 解体工事に要する費用等の説明・協議

落札者は、設計図書及び自社の積算内訳に基づき「説明書」及び「契約書別紙」の案を作成し、工事担当課に提出して説明を行う。工事担当課は、「説明書」を確認のうえ、「契約書別紙」の案の内容について落札者と協議を行い、その結果を課長まで決裁を受けた後、「契約書別紙」の案の写しを落札者に返却する。

5 契約書別紙の提出

落札者は、協議の整った「契約書別紙」の案に基づき「契約書別紙」を作成し、契約書に添付・割印のうえ、工事契約課に提出すること。

6 設計図書の変更の場合の手続き

熊本市公共工事請負契約約款の規定に基づき設計図書の変更が行われ、それに伴って「契約書別紙」の記載内容に変更が生じた場合は、変更契約の際に再度変更した「契約書別紙」の添付を要する。

7 特定建設資材廃棄物の再資源化等報告

落札者は、対象建設工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等の完了後、再資源化等報告書（別記様式4）により工事担当課に報告を行うこと。工事担当課では、設計図書に基づき再資源化等報告書の内容の確認を行い、竣工書類に編纂する。